

# 津市上下水道事業建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱

平成 1 8 年 1 月 1 日

改正 平成 1 9 年 4 月 2 7 日  
平成 2 0 年 4 月 1 日  
平成 2 1 年 4 月 2 4 日  
平成 2 2 年 5 月 3 1 日  
平成 2 3 年 5 月 3 1 日  
平成 2 4 年 4 月 2 7 日  
平成 2 5 年 3 月 2 9 日  
平成 2 6 年 3 月 3 1 日  
平成 2 7 年 3 月 3 1 日  
平成 2 9 年 3 月 3 1 日  
平成 2 9 年 8 月 2 3 日  
平成 3 0 年 3 月 3 1 日  
令和 2 年 3 月 3 1 日

## (設置)

第 1 条 津市上下水道事業局及び上下水道管理局が所掌する工事又は製造の請負等（設計金額が、工事にあつては 1 3 0 万円を超えるもの、工事に付随する設計等業務委託にあつては 5 0 万円を超えるもの、修繕にあつては 1 0 0 万円以上のものに限る。以下「建設工事等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者（以下「建設業者等」という。）に必要な資格を審査すること等により、契約の適正な履行を図るため、津市上下水道事業建設工事等入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき定める資格に係る要件（以下「資格要件」という。）の審査に関すること。
- (2) 令第 1 6 7 条の 5 の 2 に規定する一般競争入札に参加する建設業者等に必要な資格に係る要件（以下「更に定める資格」という。）の審査に関する

ること。

- (3) 建設業者等に係る資格要件又は更に定める資格に適合するか否かの審査に関すること。
- (4) 令第167条の12第1項の規定による指名競争入札に参加させようとする建設業者等の指名に係る選定に関すること。
- (5) 共同企業体を請負契約の相手方とすることができる建設工事等の選定及び共同企業体に係る資格審査等に関すること。
- (6) 随意契約（地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第8号の規定によるものを除く。）に係るその相手方の選定に関すること。
- (7) 令第167条の10の2第1項の規定に基づく総合評価落札方式により実施する建設工事の選定及び同条第3項に規定する落札者決定基準の審査に関すること。
- (8) 低入札価格調査の審査に関すること。

（構成）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には上下水道管理局長、副委員長には上下水道事業局次長をもって充てる。
- 3 委員には、別表に掲げる職員をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員長は、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 副委員長にも事故があるとき、又は副委員長も欠けたときは、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、非公開とする。

（関係職員の出席）

第6条 委員長は、審査に付する議案に係る技術的な内容について、関係職員を委員会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(回議による審査)

第7条 委員長は、特別な理由により委員会の会議を開くことができないときは、審査に付する議案を委員に回議してその審査に代えることができる。

(結果報告)

第8条 委員長は、委員会の会議が終わったときは、速やかにその結果を管理者に報告しなければならない。

(技術審査部会)

第9条 第2条各号に規定する事項のうち技術的な事項について審査するため、委員会に技術審査部会を置く。

2 技術審査部会は、委員18人以内をもって構成する。

3 技術審査部会の委員は、上下水道事業局の職員及び市長の事務部局の職員(あらかじめ市長の同意を得た者に限る。)のうちからそれぞれ管理者が指名する。

(部会長)

第10条 技術審査部会に部会長を置き、その委員の互選により定める。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係職員を技術審査部会の会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、上下水道管理局上下水道管理課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年4月27日)

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月17日から施行する。

附 則(平成21年4月24日)

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成22年5月31日)

この要綱は、平成２２年６月１日から施行する。

附 則（平成２３年５月３１日）

この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。

附 則（平成２４年４月２７日）

この要綱は、平成２４年５月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月２９日）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日）

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年３月３１日）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月３１日）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年８月２３日）

この要綱は、平成２９年８月２５日から施行する。

附 則（平成３０年３月３１日）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表（第3条関係）

|                                                    |
|----------------------------------------------------|
| 水道工務課長、下水道工務課長、水道施設課長、安芸事業所長、一志事業所長、下水道施設課長、経営企画課長 |
|----------------------------------------------------|